

(南部委員)	「表見ナル」ノ下ニ「其」ト云フ字カ遁入ルガ良カ ロウ
(栗塚委員)	「表見ナル相續人其他ノ包括承接人」トアルノテ御 座イマス
(南部委員)	ソレテ宜シイ
(松岡委員)	前ニハ「表見」トアツタノガ「名義」トナツタノカ
(栗塚委員)	アレハ三百七十條ニ在リマス
(南部委員)	譯ハ同シデスカ
(栗塚委員)	違ヒマス
(清岡委員)	「其他」ト云フト上ノ表見ガ冠リマシヨウカ
(南部委員)	冠リマス
(栗塚委員)	其レハ能レハ讓受人ノ表見ナルモ入ラヌ
(南部委員)	アレハ包括承接人デアアリマセンカ

民再二ノ二九五

(松岡委員)	云ヒ詰メルト占有スル者ニ辨済スレハ宜シイ
(栗塚委員)	處ガ占有ト云フモノハ分ラヌカラ債權ノ占有者ト云 フノハ如何ナルモノカト云フトコンナモノダト云フノテス
	本條第二項「表見ナル包括承接人」ヲ「其他包括承接人」ト改 ム
第四百七十九條朗讀	
第四百七十九條 受クルノ能力ナキ債權者又ハ債權占有者ニ爲 シタル辨済ハ其債權者又ハ債權占有者ノ請求ニ因リテ之ヲ取 消スコトヲ得但其利得シタル部分ニ付テハ此限ニ在ラス	
(栗塚委員)	之モ「受取」トナリマス
(元尾崎委員)	其ト云フノハ
(栗塚委員)	債權者ト云フノテス
(元尾崎委員)	受取ツテモ役ニ立タヌカ

(松岡委員) 利得シテハイカヌ

(元尾崎委員) 使ツテ仕舞ヘハ二重取りガ出來ルカ

(栗塚委員) 使ヒ様ニ因リマス、贅澤品デハイケナイ

(元尾崎委員) 占有者ハ

(栗塚委員) 占有者ハ債權者バカリデハイケナイ、占有者ト云フテ來タノテ實際ハ債權者バカリデ御座イマス、受取ノ能力ナキ債權者、又ハ受取ノ能力ナキ債權占有者ト云フノテス

本條ハ「受クル」ヲ「受取ル」ト改ム

第四百八十條朗讀

第四百八十條 民事訴訟法ニ從ヒ正シク爲シ及ヒ續行シタル拂渡差押ノ後債務者カ辨濟ヲ爲シタルトキハ差押債權者ハ其受ケタル損害ノ限度ニ於テ更ニ辨濟ス可キヲ債務者ニ強要スルコトヲ得但辨濟ヲ受ケタル債權者ニ對スル債務者ノ求償權ヲ

妨ケス

(栗塚委員) 之モ「受取タル」トナリマス之ハ如何ニモ妙ナ文章ヲ御座イマスカラ「正當ニ爲シ」トシテ「及ヒ續行シタル」ヲ削リマシタ、三百五十條ノ「留メル」ト云フ字ト同シテ御座イマスカラ「差留」ノ後差留メヲ受ケタル債權者ハ「ト致シマス

(松岡委員) 事ガニツアツテ宜シイ

(栗塚委員) 私カ南部サンニ貸金カアル、其レテ南部サンカラ取ロウト思ツタ處ガ南部サンハ金ガナイ、然ルニ南部サンカ貴君ニ貸金カアツテ貴君ガ御拂ヒ下サルト云フテ止メタソウスルト貴君ガ南部サンノ債務者デ南部サンハ私ノ債務者デ、貴君ガ辨濟チスレハ更ニ今一週辨濟シテ下サイト請求ガ出來ル

(村田委員) 其代ハリ南部サンハ求償權ガアル

(元尾崎委員) 入レンデモ能ク分ル

(北島委員) 入ラヌダロウ

(栗塚委員) ソレデハ入レマセン

本條ハ「正シク」チ「正當ニ」ト改メ「及ヒ續行シタル」ノ數字ヲ削リ「差押」チ「差留」ト改メ「ス可キ」チ「ス可キコト」ト改メ「受ケタル」チ「受取タル」ト改ム

第四百八十一條朗讀

第四百八十一條 債權者ハ已レニ對シテ負擔シタル物ヨリ他ノ物ヲ辨濟ニ受クルノ責ニ任セス他ノ物ノ價格カ高キトキト雖モ亦同シ

債務者ハ其負擔シタル物ヨリ他ノ物ヲ與ルノ責ニ任セス請求ヲ受ケタル物ノ價格カ低キトキト雖モ亦同シ

代替物ヲ目的トセル債務ニ於テハ債務者ハ最良品ヲ與ヘ債權者ハ最悪品ヲ受クルノ責ニ任セス

(栗塚委員) 「已レニ對シテ債務者ノ負擔シタル物」ト云ハヌト分ルマイト思ヒマス

(松岡委員) ソンナラ「已レニ對シテ」チ止メルカ

(栗塚委員) 「已レニ對シテ債務者ノ負擔シタル物」デ御座イマス

(村田委員) ドウモ入ラヌ

(栗塚委員) 「他ノ物ヲ辨濟トシテ受取ル」トナリマス

(村田委員) 之モ直スニ及バヌ

(渡委員) 直スガ宜シイ

本條第一項「辨濟ニ受クル」チ「辨濟トシテ受取ル」ト改ム

第四百八十二條朗讀

第四百八十二條 雙方一致ニテ物ヲ金錢ニ、金錢ヲ物ニ又ハ或ル物ヲ他ノ物ニ代ヘテ辨濟ノ爲メ之ヲ與ヘ若クハ約束シタル

日本法律協會

トキハ原義論ヲ更改シタリト看做シ其行爲ハ場合ニ因リテ賣
買又ハ交換ノ規則ニ從フ

(粟塚委員) 「代ヘテ」ノ「テ」ハ入ラヌト思ヒマス

本條「代ヘテ」テ「代ヘ」ト改ム

于時午後第二時閉會

昭和十三年四月四日寫了司法省法律調査會藏書

日本學術振興會

